

## 第7回 那珂川市農業委員会会議録

令和3年10月12日、那珂川市農業委員会会長は、令和3年度第7回農業委員会定例会を那珂川市都市整備部外会議室に招集した。

- 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について（3件）  
議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について（3件）  
議案第23号 農用地利用集積計画の利用権設定について（1件）  
議案第24号 非農地証明について（4件）  
報告第19号 専決処分について 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について（1件）  
報告第20号 専決処分について 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について（1件）  
報告第21号 専決処分について 農地法第18条第6項の規定による届出（合意解約）について（1件）  
報告第22号 専決処分について 農地法施行規則第29条第1項第1号（農道）の届出について（1件）  
その他1 農業委員会委員改選スケジュールについて

〈農業委員〉 … 7人

〈農地利用最適化推進委員〉 … 5人

〈事務局〉 … 3人

開会 （午前9時30分）

議長

ただいまから令和3年度第7回農業委員会を開会します。今回の委員会は、農業委員、推進委員、そろっての開催となりましたが、コロナウイルス感染対策のため審議時間を短縮しながら進行したいと思いますので、よろしく願います。なお、農業委員1名が欠席しています。議事録署名委員の指名を行います。5番委員、6番委員を指名します。議事に入ります。議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号1については、特に審議を要する案件になるので、後に回します。では、議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号2を事務局から説明させます。

事務局	議案第21号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 番号2を説明した。
議長	担当の7番委員の意見を求めます。
委員	現場を見に行き、現状は田んぼになっていて、ほかに異状 ありませんでした。
議長	各委員からの質疑を求めます。
	(質問・意見なし)
議長	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により承認されました。 次に、議案第21号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 番号3を事務局から説明させます。
事務局	議案第21号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 番号3を説明した。
議長	担当は私です。 現場を確認しましたが、特に問題はありませんでした。 各委員からの質問等を求めます。
	(質問・意見なし)
議長	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)

議 長	<p>全員賛成により承認されました。</p> <p>次に、議案第22号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号1を事務局から説明させます。</p>
事務局	<p>議案第22号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号1を説明した。</p>
議 長	<p>担当は私です。</p> <p>現地を確認しましたが、事務局からの説明のとおりで特に問題はありませんでした。</p> <p>各委員からの質問等を求めます。</p>
	(質問・意見なし)
議 長	<p>質疑がなし。採決を行います。</p> <p>賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	(全員挙手)
議 長	<p>全員賛成により承認されました。</p> <p>次に、議案第22号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号2を事務局から説明させます。</p>
事務局	<p>議案第22号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号2を説明した。</p>
議 長	<p>担当は私です。</p> <p>特に問題はありませんでした。</p> <p>各委員からの質問等を求めます。</p>
委 員	<p>この周辺の地理がよく分かりませんので、上下水道が公共の上下水道となっていますけれども、ここには既設のものがあるということですね。</p>

議 長	はい、そうです。
議 長	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成により承認されました。 次に、議案第22号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号3を事務局から説明させます。
事務局	議案第22号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 番号3を説明した。
議 長	担当は私です。 特に問題はありませんでした。 各委員からの質問等を求めます。
委 員	89ページの位置図で、那珂川を渡って左側はそもそも下水道管はまだ布設されていないのですか。
事務局	ここは下水道は通っていないため、合併浄化槽での処理となっております。
委 員	この川の左側はまだ来ていないということですか。
事務局	この申請地の前については通っていないということです。
議 長	ほかの委員の意見を求めます。
	質問・意見なし
議 長	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。

	(全員挙手)
議 長	全員賛成により承認されました。 次に、議案第23号 「農用地利用集積計画の利用権設定について」 番号1を事務局から説明させます。
事務局	議案第23号 「農用地利用集積計画の利用権設定について」 番号1を説明した。
議 長	各委員からの質疑を求めます。
委 員	借賃料について、毎月2万7,000円で年間32万4,000円というのは、ちょっと今まで聞いたことがないような非常に高い金額ですが、何か理由が分かれば教えていただきたい。
議 長	事務局、お願いします。
事務局	借人の方は、飲食店を経営されている方で、いろんな地場の野菜を使っていて、こちらの販路等は自分の店で使うということで安定しています。また今後、観光農園にしたいということで、そういう事業計画の下、この土地を借りています。その金額の妥当性については個人間の契約になるので、何とも言えないところですが、しっかりとした販路と事業計画がありますので、この値段で契約しているということです。
議 長	分かりました。よろしいでしょうか。
	(質問・意見なし)
議 長	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)

議 長	<p>全員賛成により承認されました。 次に、議案第24号 「非農地証明について」 番号1を事務局から説明させます。</p>
事務局	<p>議案第24号 「非農地証明について」 番号1を説明した。</p>
議 長	<p>担当の7番委員の意見を求めます。</p>
委 員	<p>こちらは、以前は田だったらしいが、場所が山の中で、耕作できないまま、ずっと荒地だったそうです。証明書発行基準を満たしており、問題ないと思います。</p>
議 長	<p>各委員から質問等を求めます。</p>
	<p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成により承認されました。 次に、議案第24号 「非農地証明について」 番号2を事務局から説明させます。</p>
事務局	<p>議案第24号 「非農地証明について」 番号2を説明した。</p>
議 長	<p>担当の6番委員の意見を求めます。</p>
委 員	<p>行政書士と現地を見に行って、現地は田や畑ではなく、道路というか通路の一部です。</p>

議 長	各委員からの質問等を求めます。
	(質問・意見なし)
議 長	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成により承認されました。 次に、議案第24号 「非農地証明について」 番号3を事務局から説明させます。
事務局	議案第24号 「非農地証明について」 番号3を説明した。
議 長	担当の6番委員の意見を求めます。
委 員	現地は、事務局の説明のとおり、キャンピングカー販売店の敷地になっていて証明書発行基準を満たしていました。
議 長	各委員から質問等を求めます。
	(質問・意見なし)
議 長	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成により承認されました。 次に、議案第24号 「非農地証明について」 番号4を事務局から説明させます。
事務局	議案第24号

	「非農地証明について」 番号4を説明した。
議 長	担当は私ですので、意見を述べます。 現場を確認したところ、特に問題はありませんでした。 各委員から質問等を求めます。
	(質問・意見なし)
議 長	質疑がなし。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	全員賛成により承認されました。 では、議案書の最初に戻ります。 議案第21号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 番号1を事務局から説明させます。
事務局	議案第21号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 番号1を説明した。
議 長	担当の3番委員の意見を求めます。
委 員	事務局と私とで現地を見に行きました。作付しており問題 ないと思います。
議 長	分かりました。はい、どうぞ。
委 員	譲受人の方はネギを加工する会社の方で、何ヶ月か前に土 地を購入ではなく、借りていますね。 今朝、借りている農地に行ってみたら、草が繁茂してい て、実際にネギを植えているのは、今回申請している1反 半ぐらいの土地と、別の場所にあるハウスで、ハウスのう ちの1棟は作付けしているが、あとは全部ビニールが破れ て落ちた状態で、1棟は作付けしていて、あとはまだ何も 植えていませんでした。それで3条の許可条件を満たして

	いるのかどうか。
議長	分かりました。購入しても維持管理ができないのではないかとこの状況ですね。 ほかの委員の意見を求めます。
委員	譲受人の方は、商工会に入っていて、ゆめ畑にも出荷しており、加工業ではいろいろと精通しているようですし、今からの那珂川市を見据えて、お米だけではなく、ネギを産地として作ろうとしているところはいいのではないかなと思います。
議長	分かりました。 はい、お願いします。
委員	今現在、借りている所について、多少草は生えているにしても作付はされているのですか。
委員	4反8畝のうちの2反ぐらいは、作付けしているようです。あとはしていません。
事務局	話を整理しますと、所有地以外の農地については7月に議案としてあがっていて利用権設定をしています。そして今回は報告として、そのうちの一筆の利用権設定を合意解約しています。利用権設定中の農地と合意解約した農地の購入分と合わせると、条件である下限面積の4,000㎡を満たすという状況です。 農地法第3条の判断基準について補足説明します。
事務局	判断基準の農地法第3条第2項の第1号によると、申請をする農地だけではなくて、既に所有していたり、利用権を設定している農地も含めた全ての農地を効率的に利用することが要件となっています。 国が定めた処理基準で既に所有権や利用権を有している農地が、農地法に規定しているいわゆる遊休農地である場合には、当然、この要件を満たしているとは認めないこととなっています。 農業委員会は、許可基準を満たしているか、必要に応じて

	実情の調査を行うこととなっており、委員の言われるような状態であれば、現地確認等が必要かと思えます。
議長	事務局から説明があったように、今回の審議では一旦許可を保留し、担当の農業委員と推進委員と私とで、譲受人が借りているほかの農地の現地確認を行って、その状況を踏まえて、次回の委員会にて再度審議するという形はいかがでしょうか。 各委員からの意見を求めます。
委員	その際には、譲受人の方と話して、今後の管理について、きちんとなされるように確認し、誓約書が取ればいいのかと思えます。
議長	次回委員会のときに説明できるようにします。
委員	お願いします。
議長	事務局、いいでしょうか。
事務局	はい。
議長	では、今回の審議では許可保留という形でいいでしょうか。採決を行います。 賛成の委員は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成により許可保留とします。 次に、報告事項です。 報告については、事務局長の専決事項として処理を終わっている内容ですので簡単に説明させます。
事務局	報告第19号 番号1 専決処分について 「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について」 報告第20号 番号1 専決処分について 「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書

	<p>について」  報告第21号 番号1  専決処分について  「農地法第18条第6項の規定による届出について」  報告第22号 番号1  専決処分について  「農地法施行規則第29条第1項第1号（農道）の届出について」  を説明した。</p>
議 長	<p>次に、その他  「農業委員会委員改選スケジュールについて」  事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>その他  「農業委員会改選スケジュールについて」  来年度の改選までのスケジュール等について説明した。</p>
議 長	<p>各委員より質疑を求めます。</p>
	<p>(質問・意見なし)</p>
議 長	<p>本日の議案は終了し第7回農業委員会は閉会した。</p>
	<p>10時 40分 閉会</p>